

【京都市】バリアフリー法対象建築物の設計者、建築主等の皆様へ

令和7年6月1日から

建築確認申請を伴うバリアフリー法対象建築物は 京都市バリアフリー条例の手続(協議及び検査)が不要になります。

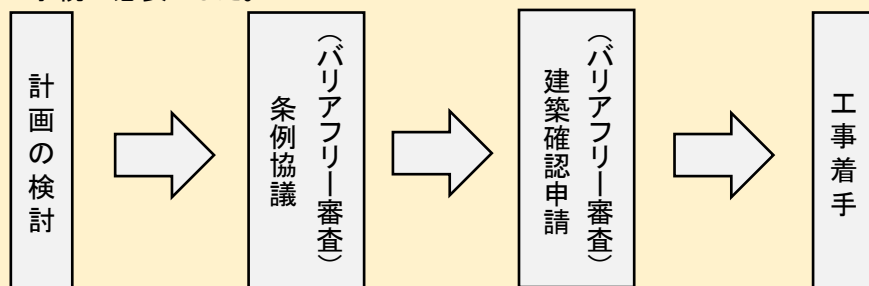
バリアフリー法対象建築物とは、

不特定多数の者等が利用する建築物のうち、大規模なものを指します。

1,000m²以上の病院、劇場、集会場、物販店舗、ホテル、老人ホーム、飲食店、
3,000m²以上の事務所、共同住宅など

これまで

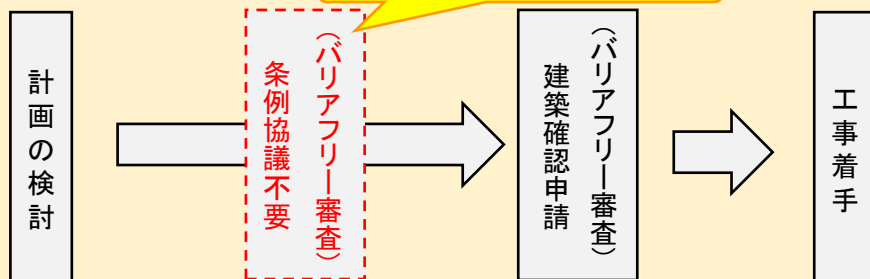
バリアフリー法対象建築物の新築等を行うときは、建築主等は、着工前に法定手続(建築確認申請)と条例手続の2つの手続が必要でした。



令和7年6月1日から

条例手続を不要とし、法定手続(建築確認申請)へ一本化することで、手続の合理化を図ります。

皆様の負担が軽減されます。



※令和7年6月1日以降に建築確認申請を行う建築物が対象になります。

以下の場合、引き続き条例の手続が必要ですのでご注意ください。

- ・ 条例対象建築物の建築等を行う場合

〔小規模な病院、集会場、ホテル、老人ホーム、物販店舗、飲食店、事務所、共同住宅など〕

- ・ 条例対象建築物と法対象建築物の複合用途の場合
- ・ 大規模の修繕及び大規模の模様替えを行う場合

※その他、バリアフリー法施行令の改正により、トイレ、駐車場、劇場等の客席に関する

バリアフリー基準が見直されます。詳しくは、国土交通省ホームページにてご確認ください。(国土交通省HP)



【お問合せ先】

京都市都市計画局建築指導部建築審査課バリアフリー推進担当

TEL : 075-222-3616

FAX : 075-212-3657